

正  
本

本訴: 平成 26 年(ワ)第 29256 号 損害賠償請求事件

反訴: 平成 27 年(ワ)第 25495 号 損害賠償請求事件

本訴原告・反訴被告 阿部 宣男

本訴被告・反訴原告 松崎 参

## 準備書面(5)

平成 28 年 3 月 1 日

東京地方裁判所民事第 37 部合議 A 係 御中

本訴原告・反訴被告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎

同

小田川 綾音

同

高井 信也

同

中島 広勝

同

永里 桂太郎

同

細川 潔

同

本田 麻奈弥

同

山下 優子

同

渡邊 彰

## 第1 はじめに

本書面では、反訴に関する反訴原告準備書面(6)について、反訴原告が掲示する判例が本件とは事案を異にし、反訴原告の主張が失当であること、及び本件日経ビジネスオンラインの記事が反訴原告の社会的信用を低下させたわけではないことを主張する。

## 第2 情報提供と名誉棄損間の相当因果関係について

### 1 相当因果関係が肯定される場合について

本件では、反訴被告の日経ビジネスオンラインの記者に対する情報提供につき、名誉棄損が成立するのかが争点となっている。

そして、反訴被告の情報提供行為に対して、名誉毀損が成立するためには、反訴被告の情報提供と本件記事の掲載頒布との間に相当因果関係が肯定されることが必要である。

すでに平成27年11月4日付反訴状に対する答弁にて主張の通り、雑誌社等に情報提供を行い、雑誌社がそれをもとにした記事を掲載頒布したとしても、雑誌社には、独自の編集権が存在するのであり、「公的機関による公式の記者会見を通じた情報提供の場合を除けば、出版社による裏付け取材や独自の編集作業による情報の取捨選択等の過程を経て記事が作成されるのが通常である」（東京地裁平成21年7月19日判決）。したがって、情報提供と記事の掲載頒布との間の相当因果関係は原則として否定され、例外的に肯定されるためには、雑誌社が有する独自の編集権を超越する事情が存することが必要である。

この点について、藤岡康宏「名誉毀損における情報提供者（私人）の責任」（判タ613号83頁以下）においても、以下のように説明されている。藤岡は、情報提供者のみが被告とされているときに責任が否定される理由の一つとして、「情報提供者であることが明らかであるとしても、メディアによる独自の判断が介在し

ている場合には責任を負わされることはないとする考え方」を紹介するとともに、メディアによる独自の判断が介在している場合に、情報提供者に対する名誉棄損責任が肯定されるか否かは、「情報の趣旨に即応した記事が掲載されることについての提供者側の予測ないし容認の有無ではないかと考えられる」としている（同87頁）。

つまり、情報の趣旨に即応した記事が掲載される蓋然性が高いことを情報提供者が予測、認識して情報提供を行った場合には、雑誌社が編集権を有していることをもってしても、情報提供者の責任が例外的に免責されないと考え方があるとしている。

## 2 本件について

以上の観点から、本件を見てみると、本件において反訴被告が日経ビジネスオンラインの記者に対して行った本件情報提供は、①利権政治によってホタル生態館が失われてしまったとのうわさがあること、②その利権にM議員とK議員が関与しているとのうわさがあること、である。つまり、反訴被告は、①及び②のような噂を耳にしたことがあるということを伝えたに過ぎないである。

反訴被告が、ホタル生態館が失われるきっかけとなった利権政治と評される密談等に関与していたり、M議員とK議員の関与を証明する証拠を持っていた場合は格別、そうでない場合、通常、このようなうわさがあることを伝えられた記者は、その内容の真偽について慎重に取材を行い、その上で記事にするはずである。

当然、反訴被告としても、日経ビジネスオンラインの記者が裏付け取材を行うことを期待してこのような情報提供を行ったはずであり、反訴被告としては、自分が行った情報提供の内容がそのまま記事にされるとは考えもしなかった。

したがって、反訴被告は、情報提供に即応した記事が掲載され

る蓋然性が高いとは、決して想えていなかったのであるから、反訴被告が行った情報提供と本件記事の掲載頒布との間には、原則として相当因果関係が存在しないというべきである。

### 3 反訴原告摘示の判例について

- (1) これに対して、反訴原告は、東京高裁平成17年11月9日付判決（以下、「反訴原告判例1」という）及び東京地裁平成17年3月14日付判決（以下、「反訴原告判例2」という）を引用し、反訴被告が行った情報提供（以下、「本件情報提供」という）と日経ビジネスオンラインが行った名誉棄損との間の相当因果関係が肯定されると主張する。
- (2) 確かに、反訴原告判例1及び反訴原告判例2においては、情報提供者に対する名誉棄損に基づく損害賠償請求が認容されている。しかし、両判例は、情報提供者が極めて信用性の高い情報源であるうえ、情報提供者が自ら記者会見まで行って情報を積極的に公開しており、情報の趣旨に即応した記事が掲載される蓋然性が高いことを情報提供者が予測・認識して情報提供を行った事案であるから、本件とは事案を異にする。
- (3) まず、反訴原告判例1は、手術中の医療ミスによって患者が死亡したとの記事をメディアが掲載したことにより、手術を担当していた医師の名誉が侵害された等と主張された事件である。当該事件では、原告医師の手術に立ち会っていた別の医師が、情報提供を行っており、情報提供を行った医師に名誉棄損に基づく不法行為が成立するかが問題となつた。

通常、手術中の医療ミスは密室において生じるものであるため、その手術の立ち会っていた別の医師の供述は、それ以上の裏付け取材を行い、真偽を確認することが困難であり、いわゆる1次情報に該当するものである。このような立場にある者が、

さらに積極的に自ら記者会見を開き情報提供を行った場合、雑誌出版社は、情報提供者の供述をそのままの形で掲載する高度の蓋然性が存在するのであるから、当然、情報提供者も発言内容がそのままの形で雑誌に掲載されることを予見しうるのである。

なお、同訴訟の原審（東京地判平成16年7月26日・判時1886号65頁）は、反訴被告が答弁書第3、1(1)で述べたのと同様、情報提供者と記事の公表によって生じた第三者の社会的評価の低下との間には原則として因果関係がないとの規範を示したうえで、因果関係を否定している。

同裁判例の事案のように、情報提供者が手術に立ち会っていた別の医師という極めて信用性の高い情報源であり、かつ、自ら記者会見を行った事例であっても、「情報の趣旨に即応した記事が掲載される蓋然性が高いことを情報提供者が予測、認識して情報提供を行ったか否か」について地裁と高裁で結論が分かれているのである。

上記事案と比せば、本件反訴被告の情報提供については、例外的に因果関係を肯定すべき場合に該当しないことは明らかである。

(4) 次に、反訴原告判例2は、あるセクシャルハラスメント裁判を担当していた弁護士が、当該事件の訴状を司法記者クラブへファクシミリ送信し、また、同内容に関する記者会見を行ったことが名誉棄損に該当する等と主張された事件であり、情報提供者は、当該事件の担当弁護士である。

この事件では、訴訟代理人である弁護士が、訴状の内容を公開したというものであるから、どのような訴えが提起されたかということについて、第三者が裏付けをし、否定することは不可能であり、まして、自ら記者会見まで開催すれば、当然、当

該弁護士の会見内容はそのまま掲載される可能性が高いとい得る事案である。

(5) 以上より、反訴原告が適示する判例は、いずれも、その事案の特殊性から、情報提供者の情報提供に即応した記事が掲載頒布される蓋然性が極めて高く、「情報の趣旨に即応した記事が掲載される蓋然性が高いことを情報提供者が予測、認識して情報提供を行った」と判断されてもやむを得ない事案に関するものであり、本件とは事案を裏にすることは明らかである。

### 第3 本件記事が反訴原告の社会的信用を低下させていないこと

本件記事が反訴原告の社会的信用を低下させていない理由として、以下の主張を加える。

本件記事においては、確かに、「M議員を名誉棄損で訴えた」との記載もあるため、M議員が反訴原告であると特定することは可能である。しかし、本件記事は、K議員、M議員とわざわざイニシャルで記載されている上、反訴被告の発言をカッコ書きで引用した後に、「にわかに信じがたい説明は、さらに続く」と続いている。

このような記載方法からは、日経オンラインの記者が、反訴被告の発言が信用できないとの前提で記事を掲載したことは明らかである。そのため、このような書き方をされた記事を読んだ一般読者も、その内容が真実であると捉える可能性は低い。

したがって、本件記事により、反訴原告の社会的信用が低下したとは言えない。

以上